

長野県環境審議会議事録

日 時：令和5年6月1日（火）

午後1時30分～午後3時00分まで

場 所：長野県庁本館棟特別会議室

出席委員

新芝正秀委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、梅田実生子委員、

大島明美委員、清野みどり委員、小林泰委員、櫻井肇委員、辻明子委員、

中川博司委員、宮原則子委員、内藤和久特別委員代理、酒向貴子特別委員、

竹内宏特別委員代理、山崎敬嗣特別委員

以上 15 名

長野県環境審議会議事録 (令和5年度第1回)

日時 令和5年6月1日(木)
午後1時30分～午後3時00分
場所 長野県庁本館棟 特別会議室

<p>司会</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課企画幹の神津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会の開催に当たりましては、希望する委員の皆様はWEBでの参加となっております。</p> <p>それでは開会に当たりまして、諏訪環境部長より挨拶を申し上げます。</p>
<p>諏訪環境部長</p>	<p>皆さん、こんにちは。4月から長野県の環境部長を務めております諏訪孝治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、令和5年第1回長野県環境審議会の開催をお願いしましたところ、委員の皆様には、ご多用中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今回、本審議会の委員改選に当たりましては、9名の委員に引き続きお受けいただくとともに、新たに6名の委員をお迎えしたところでございます。公私ともにご多忙にもかかわらず、特別委員の方々も含め、委員就任にご快諾いただきまして、心から御礼を申し上げます。</p> <p>さて、当審議会でございますけれども、平成6年8月に、当時の公害対策審議会を廃止する形で設置されておりまして、平成11年には、水環境保全審議会と自然環境保護審議会と統合いたしまして、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等の調査・審議を担ってまいったところでございます。</p> <p>廃棄物対策、水環境・自然環境の保全、鳥獣保護、さらには地球温暖化対策など、その所掌範囲は非常に多岐にわたっているところでございます。今年度におきましても、本日の議題にもあります、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定をはじめ、多くの重要な事項につきましてご審議をいただく予定となっております。</p> <p>委員の皆様には、大所高所、そして幅広い見地からご意見、ご提</p>

<p>司会</p>	<p>言を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、委員の改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様を名簿順にご紹介申し上げます。</p> <p>名簿順に、新芝正秀委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、梅田実生子委員、大島明美委員、清野みどり委員、小林泰委員、櫻井肇委員。下平喜隆委員は、まだWEB参加されていません。辻明子委員、中川博司委員、宮原則子委員、池田裕二特別委員の代理として、北陸地方整備局企画部環境調整官の内藤和久様、酒向貴子特別委員、八尾光洋特別委員の代理として、中部地方整備局企画部環境調整官の竹内宏様、山崎敬嗣特別委員。本日都合によりまして、太田寛委員、大和田順子委員、加々美貴代委員の3名からご欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>なお、幹事及び事務局については、別添名簿のとおりですので、紹介を省略させていただきます。</p> <p>続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお届けしました資料は、次第、出欠名簿、会場図、別紙の本日の審議事項等になります資料1から資料3になります。また、机上配付、または本日メールでお配りしたものが、審議事項のIの諮問文でございます。資料について不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日は皆様に委員を委嘱させていただいてから初めての審議会でございますので、環境審議会の概要を室賀環境政策課長から説明申し上げます。</p>
<p>室賀環境政策課長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>まずは別紙、長野県環境審議会の概要についてをご覧ください。</p> <p>本審議会の設置の目的につきましては、ご覧のとおりですけれども、県環境基本条例第25条の規定によりまして、基本的な事項等、環境の保全に関する基本的な事項等の調査・審議するというものでございます。</p> <p>審議内容はご覧のとおりです。</p> <p>2をご覧くださいと思います。委員数につきましては30人以内、学識経験者等のうちから知事が任命するものでございます。任期は2年となっております。今回お願いをいたしました皆様方には、令和7年3月31日までお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>会長は、委員の互選となっております。</p> <p>特別委員につきましては、国の機関の皆様方4名にお願いしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>3の「審議会のしくみ」でございます。環境保全に関する基本計</p>

	<p>画や個別計画の策定等を行う場合に、条例等に基づきまして、県が環境審議会に諮問し、本審議会で調査・審議を行うものです。</p> <p>これに加えて、専門的な検討を行う必要がある場合は専門委員会を設置しまして調査・検討を行い、その検討結果を本審議会に報告をいただき、それに対しまして審議を行うものでございます。</p> <p>本日につきましても、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する条例の制定について、専門委員会から中間報告をさせていただきます。今後は7月に審議会を開催した際に、その最終報告につきましてもご審議をいただく予定としてございます。</p> <p>温泉審査部会につきましても、本日報告事項がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、その他といたしまして、本審議会は原則として公開となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>司会</p>	<p>本日の審議会は、委員数 19 名に対しまして、現在 15 名の出席となりまして、過半数の出席をいただいておりますので、長野県環境基本条例第 30 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、まず会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>会長の選出につきましては、環境基本条例第 28 条第 1 項の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
<p>打越委員</p>	<p>よろしいでしょうか。私から、信州大学教授の梅崎健夫先生を会長に引き続きお願いしてはどうかと提案させていただきます。2期4年お務めになられていらっしゃいますし、また、長野県の環境影響評価技術委員会の委員もなさっておりますので、県内の様々な開発行為が私たちの生活にどう影響してくるかということも詳しくいらっしゃいます。</p> <p>長野県の環境政策全般を審議していく上で、やはり引き続き梅崎先生をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>司会</p>	<p>ただいま梅崎健夫委員の推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。</p> <p>< 異議なし ></p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございます。ご承認いただきましたので、梅崎健夫委</p>

梅崎会長	<p>員に会長をお願いしたいと思います。 では、梅崎委員、会長席へお願いいたします。 それでは、梅崎会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>こんにちは。ただいまご推薦いただき、会長に選任されました梅崎健夫でございます。前期に引き続き、各委員のご協力をいただき、長野県環境審議会の会長を務めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>さて、今日(こんにち)の環境問題では、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の危機、水大気環境の保全や廃棄物による環境負荷など、多くの課題を抱えております。これらの問題に関して様々な角度から総合的に、そして深く掘り下げて審議し、よりよい環境の保全、向上につなげてまいりますよう努めてまいります。</p> <p>また、昨年度審議会において審議しました第5次長野県環境基本計画について、今年度が計画初年度になります。様々な施策の展開に当たって、引き続き多岐にわたる分野の審議が必要となります。委員の皆様方、ぜひ積極的にご発言いただき、審議を深めていただきたいと思います。</p> <p>それでは最後に、委員の皆様におかれましては、当審議会の運営に格別のご協力をいただくことを重ねてお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、今期の会長代理の指名をお願いいたします。環境基本条例第28条第3項の規定により、会長代理は会長が指名することとなっておりますが、会長より指名をお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>それでは、打越綾子委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>打越委員、よろしいでしょうか。</p>
打越委員	<p>会長を推薦した立場でまた会長代理ということで、何だか気恥ずかしいところではございますけれども、梅崎先生のサポートをできるのであれば光栄に存じますので、引き続きよろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから審議をお願いいたします。議長につきましては、環境基本条例第30条第1項の規定により、会長が務めること</p>

梅崎会長	<p>となっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思ひます。</p> <p>会長、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力を重ねてお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速審議に移りたいと思ひます。</p> <p>1点目は(1)審議事項のア「地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について」です。</p> <p>本件につきましては、昨年度3月の第6回審議会で諮問されたところであり、より専門的に検討していく必要があることから、専門委員会を設置し、そこで検討結果を本審議会に報告していただくこととしております。</p> <p>本日は、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会の田中委員長が所用によりご欠席のため、幹事から説明いただくこととしたと思ひます。</p> <p>それではお願ひいたします。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>ゼロカーボン推進室長の平林でございます。田中委員長に代わりご説明させていただきます。</p> <p>3月に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定についての諮問を受けて以降、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門会を設置し、市町村への意見照会、公聴会の実施などを行い、地上設置型の太陽光発電が、地域に安心して受け入れられ、再エネの普及拡大に資するものとなるよう、条例の制定に向けて検討を進めているところでございます。</p> <p>本日は、中間報告として、現在までの専門委員会での議論や検討状況等についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1の2ページ目をご覧ください。条例の制定に向けてのこれまでの経過とスケジュール案でございます。3月30日に市町村の代表者を含む外部有識者から構成される専門委員会の初回を開催し、条例の方向性についてご議論を開始いただいているところでございます。</p> <p>これを受けて4月には、市町村向けの説明会を開催、併せてご意見、質問等をいただいております。先月には第2回の専門委員会・公聴会を開催し、議論を深めているところでございます。今後は、7月下旬の本審議会での報告・答申の取りまとめ、9月県議会への議案提出を目指し、検討作業を進める予定でおります。</p> <p>3月の審議会時においても、委員の皆様からいち早くの条例制定というご意見もいただいております、鋭意検討を進めているところ</p>

でございます。

3 ページ目は、専門委員会の名簿でございます。各分野の専門家から構成しておるところでございます。

4 ページ目をお願いいたします。第1回専門委員でお示した議論の最初のたたき台でございます。3月の審議会時でも委員の皆様から、地域の調和の観点、事業者が替わってしまう場合に対応する維持管理計画なども留意してほしいという意見がありましたので、そういったものも含めた内容となっております。

これに対する第1回専門委員会では、5ページに記載しておりますご意見等をいただいております。主なご意見を紹介いたしますと、条例全体に関しては、今後の太陽光発電事業の動向を見据え条例の在り方を明確にしておくこと。対象とすべき事業に関しては、事業禁止を前提とする許可制度を過度に広げることには法的には問題があるのではないか。住民等への説明に関しては、全住民の合意を前提とすることは現実的ではない。法令遵守に関し、許可保留の導入に当たっては、比例原則に基づく検討をすべきこと。市町村条例との関係に関しては、県条例は県全体に関わりますので、共通のベースとなるよう強い規制とせず、市町村が地域の実情に応じて上乘せ・横出しできる仕組みが望ましいのではないか、などが指摘されたところがございます。

6 ページをお願いします。このたたき台に基づきまして、市町村の担当者向けの説明も実施しました。市町村からお寄せいただいた主な御意見を掲載しております。主なご意見を紹介いたしますと、対象事業に関しては、一定規模以上の事業に許可制を導入してほしい。住民等への説明に関しては、地元との協定などを条件としてほしい。安全確保、環境・景観に関しては、排水や植栽などの基準を設定してほしい。法令遵守に関しては、市町村条例に反する事業者の事業抑制手法を導入してほしい。このほか、罰則の強化や市町村条例との整合性、県による市町村への技術的な支援などを求めるというような意見をいただいているところです。

7 ページは、専門委員会の皆様が、より専門性を深めるために、公聴会を開催し、専門性の高い各分野の有識者の皆様のご意見や、再エネを必要とする企業の立場、発電事業者の立場からの意見も聴取しましたので、その方々の名簿になります。

8 ページは、直近の専門委員会に示しました最初のたたき台をさらに修正した案でございます。主な内容としては、許可制や届出制の差を設けるとか、例えば出力50kW以上ですとか、特定区域、難しい場所では、県がしっかりコミットするとか、出力10kW以上50kW未満のものについては、現実的には今FIT認定を受けるには、自家消費率30%という条件がついていますので、必ずその地域で発電量の3割を消費するというルールになっております。

そういったことから、小さい案件については地元市町村がコミットしていただくというような趣旨を加えております。これは手続・手法の部分です。

あと、代表的なものとしましては、事業計画の説明会の開催の義務付け、地域住民は事業計画の変更を事業者に向けて申し出を可能とし、事業者は誠実な対応に努めること。斜度 30 度以上の急傾斜箇所やその他災害の恐れがある箇所に設備を配置しないことを求める。地域森林計画対象森林地域や水資源保全区域など、環境保全対策の検討の義務づけをする。地域住民からの景観保全に関する申し出を可能とし、事業者は誠実な対応に努める。維持管理・廃棄計画の提出の義務付けなどをたたき台としてお示したところ です。

これに関しても、第 2 回の専門委員会で議論を深めたところですが、その際の主な意見が 9 ページにあるとおりです。

主な意見としては、全体に関しては、策定しようとする条例は、野立ての太陽光発電の適正な推進を目指すものであるため、促進の視点も踏まえた条例のコンセプトをより明確にしていくべき。規制だけではなくて、促進の部分も触れてほしい。対象事業に関しては、これは現実的なトラブルがあるのですが、事業の小分け・分割案件といった脱法的な行為もありますので、そういったものを防止するような仕組みしてほしい。市町村条例との関係に関しては、市町村長が事業者に意見を述べ、事業者がそれに対して適切に対応するといった仕組みも必要ではないかといった意見が出されているところです。

まだ、これは議論の途中ではございますが、既に 30 の市町村で独自の太陽光にかかる条例が制定されていることから、市町村条例と相互に補完する形で、県全体を対象とする県条例として、地域に資する太陽光発電事業の普及が進むよう、引き続き検討を進めてまいるところでございます。

説明は以上となります。

梅崎会長

ありがとうございました。

では、まず私のほうから、8 ページの直近のたたき台で、ちょっと説明を付け加えていただければと思いますが、対象事業として、10kW 以上というのですが、大まかにどのぐらいの面積か。それと、促進区域というのをもう一度説明していただければと思います。

平林ゼロカ
ーボン推進
室長

大体 1kW 当たりのもので 20 m²と一般的に言っていますので、10kW ですと、面積的には 200 m²程度ではないでしょうか。

あと、促進区域というのは、環境省が推奨しているのですが、この太陽光発電といったものを推奨する地域ということで、県のほ

<p>梅崎会長</p>	<p>うで基準を示して市町村が設定するエリアがあります。まだ長野県内では箕輪町が設定しているだけなのですが、そこは市町村が、この地域は太陽光発電をしっかりと推進しましょうとあらかじめ決めてある区域になっています。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>宮原委員、どうぞ。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>宮原です。お願いいたします。</p> <p>一つ目の質問です。長野県では、もう既に30の市町村で策定されてきているということですが、内容について、ばらつきはあるのでしょうか。</p> <p>二つ目の質問です。既に30の市町村で策定された後でこれから県のを策定するということになりますが、市町村で策定されたものは地域性などの特色があり、より詳しく作成されているのではないかと思います。今回の素案には「赤字は長野県オリジナル」という説明書きがありましたが、赤い字でたくさん書かれており、県はすごく努力されていると思いました。今回、条例が策定されるにあたり、県の条例は、市町村で策定される条例よりもかなり厳しい監視体制や、危険な場所への設置に対する取締りなどの内容を多く含んでいるのではないかと。内容的に市町村のものとはどのように異なるのでしょうか。</p> <p>三つ目の質問です。赤字は長野県オリジナルとなっていますが、オリジナルというからには、一般的にはこういうことがあたりまえではないということだと思います。その一般的というのはどこと比較されているのか。何をもちて長野県のオリジナルと言っているのか。このことを疑問に思い私が全国について調べた結果、4月1日現在の情報ですが、七つの都道府県で条例が策定されており、七つの都道府県よりもオリジナリティーがあると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>それと、要望をお願いいたします。既存事業者についても、維持管理・廃棄といったものを適用していただきたいと思います。と申しますのは、発電所が設置された私の近隣住民の方がたが、斜面の土砂崩れなどの災害のことがすごく心配であるということ、パネルからの反射があつて、すごくまぶしいということ、発電所の周りに照明が設置されていて、夜が明る過ぎて困るといった苦情話を、数年前に聞いたことがあります。今はもしかしたら改善されているかもしれませんが、以上、質問と要望を述べさせていただきました。お願いします。</p>

平林ゼロカ ーボン推進 室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず1点目ですが、現在設定されている市町村の条例にばらつきがあるかと言いますと、これは正直申し上げてあります。地域性を鑑みて、非常に厳しいルールを設けているところもありますし、それほど厳しくないものもありますし、それは現実としてあります。</p> <p>県の条例を市町村の条例とどういうバランスを取っていくかということですが、基本的にはまだ30しかつくっていないので、残りの47の市町村はないので、そこについては市町村がこの条例を施行していただきたいと思っています。</p> <p>さらに、県条例は基本的には標準的なものを考えていますので、県の条例よりもさらに市町村が地域性を考えて厳しくしたいとか、こういうルールを付け加えたいということになると、それは市町村条例でその分は補完していただくという形になります。</p> <p>委員は、これは市町村に対して少し厳しいのかというお話もありましたけれども、これは県も協力して、しっかりこういったルールを市町村と連携しながら進めていくことを考えております。</p> <p>あと、今のオリジナルの赤いところのお話は、委員がおっしゃったとおり、ほかの県で条例がもう施行されているところがありますので、そこと比べると、この部分は長野県として考えているという形になっております。</p> <p>あと要望の部分については、この資料に既存事業を含むかは要検討と書いておりますけれども、今、検討させていただいているところでございます。</p>
梅崎会長	<p>宮原委員、よろしいでしょうか。</p>
宮原委員	<p>今の御回答の中で市町村と連携しながら進めていくという発言は大変力強いお言葉だと思いました。市町村の職員は、異動で所属が変わることが多く、環境のことは分からないとおっしゃる方がすごくいらっしゃいます。「市町村と連携しながら進めていく」という文言を、条例の中にぜひ入れていただきたいと思います。これを読んだ市町村の職員の励みとなることと思います。ありがとうございました。</p>
平林ゼロカ ーボン推進 室長	<p>ありがとうございます。その部分も併せて検討させていただきます。</p>
梅崎会長	<p>よろしく願います。 引き続きまして梅田委員、どうぞ。</p>

梅田委員	<p>ありがとうございます。質問ですが、8ページ目の新しいたたき台のところで、③環境・景観の保全の中で、「以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け」となっているのですが、具体的にその環境保全策というのはどういったものをイメージされているのかということをお聞きしたいのが一つあります。</p> <p>あと、その下の地域住民から何かしら申し出があった際に事業者は誠実な対応に努めるというところで、事業者の誠実な対応というのはどういったことを想定されているのか、以上2点ご質問させていただきます。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>今の環境保全に関する検討というのは、これよりも上のレベルであれば環境アセスというような仕組みがありますけれども、そこまでには至らないのですが、簡易なアセス的なものを事業者側に検討していただくというようなもので、中身については、今、並行して検討しているところです。</p> <p>あと、事業者に住民側からいろいろな申し出があったときに、これはなかなか難しく、今検討している最中ですが、住民側でこういうことができますかというような要望が出たときに、合理的な理由を付してこれこれできますとか、これはできませんというような、そういった仕組みを今のところ考えているのですが、詳細の部分は検討中です。</p>
梅田委員	<p>ありがとうございます。事業者とのやり取りに関しては、間に市町村なり県なりが入ってやり取りを行うというイメージですか。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>すみません、そこについても今検討している最中でございます。</p>
梅田委員	<p>ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>引き続きまして、山崎特別委員、どうぞ。</p>
山崎特別委員	<p>中部森林管理局の山崎でございます。</p> <p>8ページの内容の環境・景観の保全のところ、我々森林管理局が管理している国有林を入れていただいて、方向性としては、入るのもありなのかなと思っているところですが、午前中に関係するような課に確認をしても、まだ県のほうからは何も伺っていないという話を聞いております。スケジュールを見ると6月の中旬にパブリックコメントということなので、それまでには中部森林管理局にご説明いただけるということによろしいでしょうか。確認</p>

平林ゼロカーボン推進室長	<p>です。</p> <p>今たたき台のレベルで専門委員会で検討している段階でしたが、ご相談させていただきますので、申し訳ありませんでした。</p>
山崎特別委員	<p>よろしく申し上げます。私からは以上です。</p>
梅崎会長	<p>お待たせしました。中川委員、どうぞ。</p>
中川委員	<p>まず、対象事業から除かれている、温対法に基づく促進区域内事業が適正な取扱いがされるということについては、これは別の温対法に基づく事業計画の認定で定められているという理解でいいですか。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>昨年、促進区域設定に係る基準というのを設けまして、それに基づいて市町村のほうで計画エリアを決めていきますので、その中で協議会等も設置する形になっております。</p> <p>ただ、実際に住民合意の部分まで含んでいるかどうかはまちまちですので、この部分についても、促進区域事業ならば除いていいのかなどは、今、並行して検討している最中でございます。</p>
中川委員	<p>そうなんですけれども、なので、促進区域内事業を除くということは、分科会のほうでももう一度議論が必要な課題かなと。こっちは結構細かに対象事業についてかなり厳しくやっている。もちろん促進するのも必要なもので、だけれども、促進する際においても気をつけなければいけないこと、住民合意だとか、安全だとか、事業者への指導とか、そういったものは当然必要なことなので、これはやはり県としての指針が必要じゃないかなと思います。意見です。</p> <p>次に、審議会で昨年決めた促進区域から除外する地域森林計画対象森林と、優良農地ということもあったと思いますが、これについてはどういう扱いですか。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>基本的に、例えば優良農地を使ったソーラーシェアリングが想定されますけれども、これについては基本的には野立て太陽光ということで、ほかの太陽光発電と、この条例上は同じく取り扱うという方向性で今検討しております。</p>
中川委員	<p>すみません、もう一度</p>

平林ゼロカーボン推進室長	促進区域の中には優良農地は入っていないので。
中川委員	除外するということですね。
平林ゼロカーボン推進室長	<p>促進区域内で優良農地で太陽光をやるということはないので、ただ優良農地で太陽光発電をやりたいという事例はソーラーシェアリングということであり得ますので、それについてはここでもほかに示している太陽光発電と同じように扱うと考えています。</p> <p>つまり説明会をやっていただいたりという部分は同じようにやりたいと思っています。</p>
中川委員	<p>それと、最近幾つか専門委員会の中の意見で私もそうだなと思う意見があるのですが、例えば新聞で報道された辰野町の案件、あれを念頭に置いた場合、やはり森林法に基づく林地開発許可ということ、ある意味逃れるために、今まで1 ha以上は林地開発許可の対象だったのですが、これを4月1日から0.5 haにしたけれども、例えば今年0.4 haやりました、次の年0.3 haやりました、次の年も……というふうにやっていくと、結果として0.5 ha以上の、そこに書いてあるような分割案件的な開発が行われてしまう。そしてなおかつそれが、事業者が異なってしまうと、なかなかこれも見つけ出すことができないという問題が起こってくると思っています。</p> <p>なおかつもう一つだけ、その会社が倒産したわけです。その倒産した後の扱いなどについても、結局適正な取扱いがされてこなかったということがもともとの原因にあるわけです。そこをきちんとこの県条例が規制というか、条件というか、そういうものをかけることが、今回のその辰野の案件を念頭に置いた場合に、きちんとこれが適正な事業として展開させることができるのかということについて、どんなお考えでしょうか。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>分割案件の話につきましては、今、委員がおっしゃったように専門委員の中でも議論が出ておりまして、特に市町村の方からご意見が出ていますが、脱法的に逃げられないような仕組みがうまくできないかという部分を併せて検討しているところです。</p> <p>最初やっていた事業者が事業を停止してしまったり、そういった部分については、今たたき台の中でも示していますが、維持管理の中で維持管理や廃棄計画の提出の義務づけですとか、あと立ち入り検査、違反に関する指導勧告等ができますので、随時、例えば全ての施設を見るというわけではありませんけれども、そういつ</p>

<p>中川委員</p>	<p>た計画の変更などが出てきたら、県や市町村のほうでフォローできるような、そんな仕組みを検討しているところでございます。</p> <p>もう一つだけいいですか。その際に、結局その不良施工をしている場合に、経産省への届出制度はあるのですが、経産省が全国のものを全て見渡して、それが不良だから FIT 認定を取り消すということが仮にあったとしても、非常に長い時間がかかって、結果として不良施工をそのまま放置されているというのは、県内各地で散見されるし、そういうことは新聞報道でもされるわけです。その結果、不良施工となっているものに対して、この条例で指導という中身がどの程度の効力を発揮すると考えておられるか。</p>
<p>平林ゼロカーボン推進室長</p>	<p>まずは、今まで電気事業法の関係や FIT 法の関係で、明らかな法律違反を犯して、そのペナルティーとして FIT の取消しという、委員がおっしゃったようなそういった仕組みになっていたもので、やはり県や市町村が直接手を出せない部分があったと思います。</p> <p>今回この条例をつくることで、少なくとも県の中で網が掛からない部分がなくなるはずですので、その中で県と市町村で連携して、そういった不良施工をいち早く見つけていくということと、併せて検討しているのが、ここでこういう事業が行われているとか、そういったものを広く公開するような仕組みを考えておりました、できるだけそういった仕組みを稼働させることによって、施工する業者様のほうにも気を引き締めていただくというか、そんなような形ができればいいなと、併せて検討しているところでございます。</p>
<p>中川委員</p>	<p>希望的では困るのですが。とりあえずいいです。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>今の中川委員の質問に関連して、この 8 ページの条例素案の内容につきましては、どれもやはり推進区域だから外してもいいというような内容は余りないように思うのです。それもありまして、最初に推進区域とはどういうところかの説明をお願いしたところでした。市町村のほうで認定するということがあったと思いますが、やはりそちらとの整合性といいますか、それがここの「地域と調和した」というところにもまた関連してくると思いますので、今のご意見については、少し検討していただければと思います。</p>
<p>平林ゼロカーボン推進室長</p>	<p>本日いただいたご意見も、専門委員会のほうに戻しまして検討させていただきます。</p>

梅崎会長	<p>よろしくお願ひします。 続きまして、打越委員、どうぞ。</p>
打越委員	<p>今の中川委員の質疑の中に自分が聞きたいと思っていたことも相当入っているという印象です。大ざっぱな質問にはなってしまうのですが、この条例は一体何のためにつくるのだろうというのが、やはりどうも伝わってこない、分からない。</p> <p>ゼロカーボンを進めるというのを長野県が掲げてしまった以上、空き地があれば太陽光発電なども進めてほしいけれども、でも実際には、長野県内各地でトラブルであるとか、苦情がどんどん増えている状況で、じゃあ、その苦情が増えているのに対してくさびを打つようなルールをつくりますということで慌ててルールをつくっているのかなという印象なのですけれども。</p> <p>だからこの条例だけつくっても、具体的に実効性があるのか、クレームであるとかそういったものが解消されていくのかということも分からなくて、条例はすごく重たいものでなければいけないのですが、取りあえず形だけつくってみたということでは、むしろ後々の足かせになるだろうと思うと、こんなに急いでつくらなければいけないのか、むしろ各地でどんなトラブルが起きているかもきちんと審議会や、あるいは議会に提出する資料を詳細につくって、これだけ現場で問題が起きているということを、もっと広く議論していくほうが先ではないかと。</p> <p>また、優良農地は対象外ということでしたけれども、例えば荒廃農地だから太陽光発電所の場所にしていいのかと云ったら、本来ならむしろ農業の振興であるとか、食料確保という問題を考えるべきだとずっとお伝えしてきましたし、こうした発電をつくるというのもそうですけれども、改めて省エネであるとか、そういったものを訴えていくことも大切なんじゃないかと。</p> <p>だから、太陽光発電さえ推進すれば何とかなるというものではないことを、むしろ課題が多いということを真正面から議論する時間が必要じゃないかなという気はしますが、厳しい意見ですけれども、そんな印象を今回持ちました。</p> <p>専門委員の間でも意見がすれ違っているように見えますが、条例案の項目ごとにご意見がまとめられていますので、本当は推進派だったり、もっと慎重であるべきというような意見の整理が、これだけ読むとよく分からないのですが、ただやはり専門委員の間でもぶつかっているんじゃないかなという印象です。大丈夫ですかという意見です。</p>
平林ゼロカーボン推進	<p>確かに専門委員の中でも、条例の次のステップかもしれませんが、太陽光の推進の部分ですとか、太陽光を進めるに当たっ</p>

室長	<p>での地域貢献の部分ですとか、そういったご意見も出ているところでございますので、この条例と併せて、当然長野県としてのゼロカーボンを進めるための施策の打ち出しという部分をしっかり考えていくということになると思います。</p>
打越委員	<p>メリットではなくて、むしろどれだけ、こういう問題は倫理と言われる、Not in my backyard、総論賛成各論反対と言われるテーマで、それは総論としては大事かもしれないけれども、我が家のすぐそばにつくられるのは嫌だという、その典型的な議論だと思うのです。</p> <p>だから、総論としてはいい、メリットがあると言っても、じゃあ自分のところにつくられるとなったら、住民としてみれば、もう全力で嫌だというふうに反応する可能性があるので、そういったことをもっと見据えて、こんなに急いで条例化しなければいけないのかなということ、本当に考えた法がいいんじゃないかなという気がしたという意見です。以上です。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>今日のご意見は、専門委員会のほうに持ち帰って検討させていただきます。</p>
梅崎会長	<p>今のご意見について、先ほどスケジュールを示していただきましたけれども、本日の審議会が中間報告ということで、7月下旬に報告・答申で、9月の定例会に議案提出ということになっていますので、あと1～2か月でまとめるということに対する懸念だと思えますけれども、一方で、ゼロカーボンということで、たびたびこの審議会でも私は発言していましたが、やはり森林のCO2吸収効果の点です。どうしても森林開発とかになってしまうので、前回、その資料が出てきたときに、その推移を細かく見せてくださいということをお願いしました。そこでの計算とかをもう一度見直してくださいということでした。</p> <p>スケジュールは変えられないのかどうか分かりませんが、例えば毎年何件かの事業があったときにその推移の報告とかはお願いできるでしょうか、そういうことがあると、またそれがフィードバックできるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>その部分は検討させていただきます。</p>

梅崎会長	<p>よろしくお願ひします。 ほかにご意見等ございますか。 中川委員、どうぞ。</p>
中川委員	<p>市町村の条例との関連を先ほど宮原委員からお話がありましたけれども、市町村の条例は様々なタイプがあつて、太陽光発電施設の設置に関わる条例とうたっている市町村もあれば、安曇野市のように、土地利用の規制をするための条例として、その中に一つとして太陽光というような部分もあつて、例えば安曇野市の洞合で進んでいた太陽光発電施設については、土地利用の規制条例で何度も業者から出したりとかいろいろして住民とあつて、きちんと住民の合意を得る手続が極めて丁寧に行われてきているということがあつて、結果として市は業者が不適格だということで、市として許可をしないという判断をして、私はこれは結構いいシステムだと思うので、そんな点もぜひ検討に加えてほしいという、これは要望です。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>分かりました。</p>
梅崎委員	<p>ほかにご意見等ございますか。 辻委員、どうぞ。</p>
辻委員	<p>8ページのこの条例の制定の趣旨というところに、「2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再エネ事業を推進するため」という文言があるのですがけれども、この趣旨だけを見ると、屋根乗せについてというところが抜けて、2050年のゼロカーボンに向けて、野立てだけじゃなくて、やはり屋根乗せの推進というのもすごく大事じゃないかと思つているのですがけれども、そのところは、本当は屋根乗せをしっかりとした上で、野立てをどうしてもしたいというところがあつて、それでも土砂災害等の懸念もあるからこういう基準を設けるんだよという、屋根乗せもしっかり推進するんだよという部分がどこか、この条例の中でというのは難しいのか、私にはよく分からないのですが、どこかでそういうところがはっきり分かる表現があるといいのかなという意見です。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>おっしゃるとおり、屋根太陽光というのが環境にも負荷がかかっていなくて我々一番に推進しているところですので、その部分というのはごもつともなお話です。条例の中で扱うのか、条例を含めた中で県として打ち出しの中でやっていくのかという部分は検</p>

梅崎会長	<p>討させていただきますが、ご発言のとおり、屋根太陽光というのは一番大事に考えているところでございます。</p> <p>何度かご説明はしていただいているのですが、やはり県としての再生可能エネルギーに対する推進の考えですとか、ゼロカーボンに向けての対策とか、その辺を少しまとめていただいて、前文に少し書いていただくということは重要かと思えます。</p> <p>辻委員、よろしいでしょうか。</p>
辻委員	<p>ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご意見がないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。本件につきましては、ただいま皆様から出された意見や今後の専門委員会の検討を踏まえ、次回の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>< 異議なし ></p>
梅崎会長	<p>異議がありませんようですので、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p>
平林ゼロカーボン推進室長	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、次に審議事項イ、知事から本審議会に諮問がありました鳥獣保護区等の指定についてでございます。</p> <p>本件は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聞かれているものでございます。</p> <p>それでは、幹事からご説明をお願いいたします。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>鳥獣対策室長の塚平と申します。お手元の資料2をご覧ください。「令和5年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。</p> <p>この鳥獣保護区等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護を図るための区域、それを指定する制度でございます。その指定等に際しましては、環境審議会からのご意見を聞くこととされております。</p>

今回諮問させていただく案件は、1の指定一覧のとおり、長野市・信濃町の戸隠山鳥獣保護区特別保護地区の再指定、それから茅野市の北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ、イノシシを除く)の再指定の2件でございます。

まず、戸隠山の鳥獣保護区特別保護地区につきましては、戸隠森林植物園周辺に位置する区域でございます。特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域でございます。引き続き、特に鳥獣の保護を図る地域として再指定するものでございまして、指定面積は187 ha、指定期間は令和15年10月31日までの10年間でございます。

次に、北大塩の狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ、イノシシを除く)につきましては、その上部が霧ヶ峰及び車山高原に接した区域でございます。多様な鳥獣の生息に適した地域でございますけれども、当該地域の下流域及び周辺地域で、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害が著しいため、ニホンジカ・イノシシを除いて捕獲禁止区域に再指定することにより、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図るというものでございます。指定面積は800 ha、指定期間は令和10年10月31日までの5年間でございます。

指定のスケジュールでございます。下のほうに表がございます。ここで示しておりますとおり、この後設置いたします鳥獣専門委員会で、8月の現地調査を含めて検討いただいた上で、9月の環境審議会にて答申をいただければと考えております。

2ページをお願いいたします。こちらでは、鳥獣保護区等の区分を表でお示ししておりますので、ご参照ください。

3ページをお願いいたします。今回諮問する区域の位置を示しております。ご覧のとおりでございます。

次に資料2-1をお願いいたします。

戸隠山鳥獣保護区特別保護地区の概要を、もう少し詳しくご説明させていただきます。

まず、戸隠山鳥獣保護区でございます。こちらは長野市北西部にあります戸隠山、飯縄山及び上水内郡信濃町の黒姫山に囲まれた区域でございます。ブナ・ミズナラ等の天然広葉樹やモミ・ツガ等の針葉樹など、林相の変化に富む地域でございます。

特に戸隠森林植物園の周辺地域でございますけれども、鳥類の種類が豊富でございます。野鳥観測会などが頻繁に行われております。鳥獣保護地の先進的地域である点からも重要な区域となっておりますため、特別保護地区に再指定するものでございます。

2ページをお願いいたします。(3)管理方針をご覧ください。鳥獣の生息への影響を防止するために、鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動や、ごみの散乱等を防止するため、関係自治体、地域住民などと連携・協力して、普及啓発活動等に取り組むほか、自

然との触れ合いの場、環境教育、学習の場としての活用を進めてまいります。

3ページをお願いいたします。4の(1)地域の概要でございます。戸隠山直下の標高960mから約2,000mに至る斜面でございます。特に戸隠山東面は急峻な地形となっている地域です。生息する鳥獣類は、希少猛禽類のイヌワシやオオタカのほか、シジュウカラなどの鳥類、それからツキノワグマなどの獣類など、多くの種類が生息しております。

少しめぐりまして6ページをお願いいたします。諮問に先立ちまして、利害関係者9名から意見を聞いています。9名全員から再指定に賛成との意見をいただいております。

続きまして資料の2-2をお願いいたします。北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要でございます。当該捕獲禁止区域は、上部を霧ヶ峰及び車山高原に接した地域でございます。希少猛禽類を含め、多様な鳥獣の生息に適した地域でございます。

しかし当該地域の下流域では、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害が著しいことから、平成25年に鳥獣保護区を廃止し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定しました。引き続き、ニホンジカとイノシシの捕獲を可能とするとともに、それ以外の鳥獣を保護する区域として再指定するものでございます。

5の管理方針でございますけれども、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることで、農作物被害の軽減を図っていくこととし、それ以外の鳥獣の保護を図るために、指定目的を周知徹底し、鳥獣の生息に著しい影響のないよう、定期的な巡視及び看板の設置等により、生息環境保全管理を行ってまいります。

3ページをお願いいたします。7の(1)区域の概要の部分でございます。当該地域は、標高1,100mから1,770mの区域でございます。上部は車山高原や霧ヶ峰高原に設置した鳥獣保護区に接している区域でございます。

生息する鳥獣類は、シジュウカラ・ヒガラ・コゲラ等、多くの種類の鳥類が生息しており、獣類では、カモシカなどの大型哺乳類から、キツネなどの中型の哺乳類、ニホンリスなどの小型の哺乳類まで、多くの種類が生息しております。

少しめぐって5ページをお願いいたします。諮問に先立ち、利害関係者12名から意見を聞いております。11名が賛成、1名が条件付賛成となっております。その条件は、農産物への鳥獣被害は農家所得の減少に大きく影響するため、さらなる捕獲頭数の増加を要望するものでございまして、再指定については賛成してございますので、全ての利害関係者の賛同を得ております。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

梅崎会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら よろしく願います。 中川委員、どうぞ</p>
中川委員	<p>4ページの「当該地域の農林水産物の被害状況」と、先ほど信州 諏訪農業協同組合長の小松さんの条件付賛成で、捕獲頭数を増や してほしいと。そのことを実情から説明を加えてもらっていいで すか。</p>
塚平鳥獣対 策室長	<p>4ページの(3)として、当該地域の農林水産物の被害状況をお 示ししてございます。年度ごとに、茅野市全体の被害状況というこ とで示しております。 直近、令和3年度をご覧ください。そこでは、ニホンジカによる 被害額が1,998万2,000円となっております。1年前の令和2 年度は2,004万2,000円という大きな被害額になってございます。 こうしたことからご意見として、農産物への鳥獣被害は農家所 得の減少に大きく影響するということでご意見をいただいたもの と理解しております。 さらなる捕獲頭数増を要望しますということでございます。令 和2年度、3年度と捕獲頭数は1,402頭、1,489頭ということで許 可捕獲をしておるところでございますが、これをさらに増やして ほしいというご意見と承っております。 地元の市町村、猟友会等と連携しながら、捕獲のほうを進めてい きたいと考えております。 以上でございます。</p>
中川委員	<p>この1,489頭というのは、許可が必要な捕獲頭数という意味で はなくて、出てきたところで猟友会などが対応しているその結果 の数字ということですか。それとも事前に何か許可を取るのです か。</p>
塚平鳥獣対 策室長	<p>市町村が、シカの被害が多いということで、右側の「狩猟」とい うのが狩猟期間における狩猟の数ですが、それ以外に年間を通じ てシカの捕獲というものを許可しております。その頭数というこ とでございます。</p>
中川委員	<p>事前に許可頭数というのは決まっているのですか。</p>
塚平鳥獣対 策室長	<p>いいえ、事前には決まっておるものではございません。出没状況 ですとか、被害状況に応じて、この場所にわなを仕掛けましよう</p>

	か、そういった形で地元の猟師、猟友会の皆さん等が捕獲しているものと理解しております。
中川委員	分かりました。
梅崎会長	今のご質問ですけれども、許可件数1というのは、これは団体が1ということですか。この案件が1ということですか。どういうことでしょうか。
塚平鳥獣対策室長	これは、年の初めに年間を通じて許可を出すという、その件数で1ということになります。
梅崎会長	その出されている対象は1団体ということですか。
塚平鳥獣対策室長	そうです。
梅崎会長	たぶん中川委員の御質問は、1団体で1,500頭ぐらいということで、具体的に増やすことができるのかという懸念もあると思いますが。ここのところには15件とか、5件とありますが、その辺の内情をもう少し話していただければ分かりやすいかと思えますが。
塚平鳥獣対策室長	ニホンジカにつきましては、やはり生息頭数と被害額が多いということで、市町村のほうでまとめて許可を出しているものでございます。 この捕獲につきましては、わなですとか、そういったものに慣れてしまっているシカが増えているということが指摘されております。そういった状況の中で、わなに慣れてしまったシカでも、センサーカメラ等を活用しながら、効果的な場所にわなを設置するとか、そういったICTを活用した技術などを普及しながら、捕獲頭数の増加に努めているところでございます。 ちなみにハクビシンの15件というのは、例えば農家さん単位で被害が出てきて困るということで、個別に許可をしておりますため許可件数が多いと理解しております。
梅崎会長	中川委員、よろしいでしょうか。
中川委員	ありがとうございました。
梅崎会長	引き続きまして、梅田委員、どうぞ。

梅田委員	<p>今回たぶん10年たったのと、5年たってまた新しく計画を定めるということだと思うのですが、その10年前、5年前に定めたのどこか変わったところがあるのかどうかを教えてください。</p> <p>もう一つが、私は5年ぐらい前まで戸隠にいたのですが、森林植物園の辺りでも、シカやイノシシの被害というのが5年前でも既に見ていましたが、現状被害があるかどうか。このまま特別保護区として指定をするというところで何か議論があったのかどうか教えてください。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>戸隠についてご説明申し上げますけれども、特別保護地区内につきましても、特段大きな森林の現況等の変化はありません。ただ、委員がおっしゃられたように、クマやシカの増加に伴う被害というのも散見されるのも現実かと思えます。</p> <p>ただし一方で、それら以外の鳥獣につきましても、非常に貴重な生息環境となっております。その点につきましては、今後のシカやクマの被害状況を見ながら、どうしていくかというのを検討していこうと思っておりますけれども、戸隠山の近くには、環境保全研究所といったところがございます。そちらの研究員さんの助言を受けながら、そういったクマ対策、シカ対策といったものも進めていければと思っております。</p> <p>北大塩の狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、その後と5年前との状況の変化は特段ないと理解しております。</p>
梅田委員	<p>ありがとうございます。確かに貴重な動物がいるのですが、イノシシとシカがたぶん増えていて、イノシシが湿地の中を掘り荒らしたり、そういったことが5年前に既にあったので、現状はたぶん林野庁さんとかがライブカメラを設置して観察されたり当時でもしていたので、そういった関係機関とぜひ情報を共有していただいて、今の現状に合ったというのでしょうか、計画を定めていただきたいと思えます。</p> <p>なにせこれは10年間なので、これを定めてしまうと基本的には鳥獣を捕獲できませんというような厳しい区域になってしまうかと思うので、その辺はよく意見を聞いた上で決めていただければと思います。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>了解いたしました。</p>
梅崎会長	<p>引き続きまして、打越委員、どうぞ。</p>

打越委員	<p>ありがとうございます。私が質問したいのは、この北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域の話です。イノシシやニホンジカを捕獲することに関して何も異論はないのですが、地図などを見ますと、結構山奥というか、そこから下りてきた下流域のところで農作物被害が著しいという話ではありますけれども、かなり山林の奥を入っていた場所なのかなとお見受けしますが、そういう理解で、まずいいですか。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>資料2-2の一番後ろの6ページの区域図のとおりでございます。下流側の集落等はこの地図の半分から上、車山や霧ヶ峰と書かれている場所、そちらのほうにぐっと寄っていると言いますか、いわゆる山間部ということになります。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。そうなりますと、わなを設置して見回りがどれだけきちんとできるのかというのがとても気になります。要は、車とかでちょっと行けるような場所ではないので、そこにくりわなであるとかそういったものを置いた場合に、やはり錯誤捕獲のリスクが非常に高いエリアです。</p> <p>またその錯誤捕獲された動物が、例えばキツネとかタヌキとか何も罪がないわけです。それらの動物がずっとわなに引っかかっていれば相当の負担を負うことになるわけですが、そういった錯誤捕獲がないように、あるいは錯誤捕獲がかかっても1日のうちに解放できるぐらいの緻密な見回りをするということ、地元の側が納得しているのでしょうか。それとも、かかっちゃったけども仕方ない。イノシシの被害を思えば置かせてもらうという形で、見回りが不十分な形にならないか、そのことが一番気がかりなのですが。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>ただいま錯誤捕獲に対するご意見をいただいたところでございます。</p> <p>わなの設置につきましては、見回りをしっかりしていただくといったところが前提ではございますけれども、地元の方にそれをしっかり理解いただいた上で、この区域内にわなを設置していただくというのは非常に大切なことだと考えています。</p> <p>今いただいたご意見を踏まえまして、再度茅野市等の市町村を通じて、関係の皆様、ここはシカ・イノシシ以外は狩猟を禁止している区域だということをしつかり啓発していきたいと考えております。</p>
打越委員	<p>お願いします。本当にわなにかかった動物たちが放置されたときの死に方やけがというのは大きな問題になっていて、これを長</p>

	<p>野県がみすみす仕方のないこととしてなあなあにしたままこういう問題に向き合っているというのは、自然環境に向き合うという点で不誠実だと思いますので、本当だったらニホンジカとかイノシシとかはきちんと議論をして、大きな困いをしたようなわなをつくるとか、あるいは農地エリアの被害対策を軽減するとか、そういったことも全部含めてやっていかなければいけない。</p> <p>ただ、それは恐らく環境部門というより農林部門、農政課さんの仕事になってくると思いますので、本当に錯誤捕獲はあってはならないという強い思いを持って、住民の方々にそれを厳しく伝えていただきたいと思います。以上です。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>清野委員、どうぞ。</p>
清野委員	<p>質問ですが、資料2-1の2ページ、戸隠の特別保護地区の(3)の保護管理方針のところ、鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動などといったことに対して、関係自治体や地域住民などと連携・協力した普及啓発活動に取り組むということが書かれています。また、環境教育・学習の場としての活用を図るということですが、まず、普及啓発活動については、この利害関係者の方々との意見交換の中で、具体的にどういったことをするということが出されているのかとか、あるいは県の方針としてどのような啓発活動に取り組んでいくのか、具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。</p> <p>また、環境教育などについても、何か具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。お願いします。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>戸隠山の特別保護地区の点でございます。この戸隠森林植物園の一角に、自然環境教育を進める「もりのまなびや」という施設がございます。そちらを中心にこの地域が野生鳥獣の保護にとって非常に重要な地域であるということを啓発しておりますほか、そこを中心に、当該区域・エリア等で野鳥観察会や自然観察会といったものが開催されているところでございます。</p> <p>そういった取組をこれからも引き続き地元の方と一緒に進めていっていただくということで、普及啓発、学習といったものを進めていきたいと考えております。</p>
清野委員	<p>ありがとうございます。では、不用意な行動などについての普及啓発活動も、その場面でお伝えするというのでしょうか。あるいは</p>

	<p>は何か看板のようなものを立てて啓発活動を行うとか、そういった具体的なものがもしあれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>塚平鳥獣対策室長</p>	<p>当該地は主要な観光地でもございますので、そういった意味で、看板を立てるといったことは難しいかと考えております。ご利用いただく方個々に、そういった施設等にお見えになったときにお伝えしていくということが効果的かと考えております。</p>
<p>清野委員</p>	<p>分かりました。引き続きよろしく願いいたします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>中川委員、どうぞ。</p>
<p>中川委員</p>	<p>確認です。当該地域の農林水産物の被害状況の別表1のところですが、被害状況の被害金額などは、これは茅野市全体のものですか。</p>
<p>塚平鳥獣対策室長</p>	<p>はい、茅野市全体のものです。</p>
<p>中川委員</p>	<p>そうすると、この地域に生息するシカやイノシシの被害、これは特定できないとは思いますが、結果イノシシとシカは除外するからほかの地域は通常の狩猟が行われていて、ここも通常の狩猟を行うので、茅野市全体の中での被害を減らしていくという理解でいいですか。</p>
<p>塚平鳥獣対策室長</p>	<p>委員のおっしゃるとおりでございます。この北大塩地区の直下の部分での被害額といったところは、統計上この数字としては表してございません。</p> <p>参考までに、資料の表のほうから見まして3ページのところに、諏訪地域を中心としたそのほかの鳥獣保護区を含めた区域図を示しております。茅野市につきましては、山頂部に鳥獣保護区がございまして、こちら北大塩の狩猟鳥獣捕獲禁止区域があるという状況で、そのほかの部分につきましては、そういった鳥獣保護区という形には指定していない状況でございます。そういったところでは、通常の狩猟ができる格好になっております。</p> <p>先ほどの資料2-2の4ページをご覧いただいたように、シカの捕獲全体数から比べますと、この狩猟の数というのは非常に少ない状況でございまして、やはり農林業被害を減らしていくためには、市町村と連携した有害捕獲といったものが有効になってこようかと思っておりますので、そういった取組は進めていきたいと思っております。</p>

梅崎会長	辻委員、どうぞ。
辻委員	質問ですけれども、こちらの二つの鳥獣保護区特別保護地区と狩猟鳥獣捕獲禁止区域は再指定と1ページ目に書いてあるのですが、前に指定されていたものがいったん外れて、それでまた再指定になったという意味かと思ったのですが、その辺の経緯を教えてくださいいただけますか。
塚平鳥獣対策室長	説明が少なくて申し訳ありません。資料の1ページ目の表の指定期間というところ、令和5年11月1日から10年間指定することになっていまして、実はここは現在も令和5年10月31日までは特別保護地区になっています。同様に北大塩の狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましても、令和5年の10月31日までは当該区域になっているといったことをごさいます。 この日、11月1日から期間延長の再指定をするということです。
辻委員	分かりました。いったん外れたということではなくて、引き続きという意味ですね。ありがとうございます。 もう一点は意見ですが、先ほど資料2-1の2ページの戸隠の保護管理方針のところ、看板の設置はあまり考えていないとおっしゃっていたのですが、割と観光客の方は森林植物園にみんな寄るとは思えないし、不用意な行動がどういうものか、普段森の近くで過ごしていない方が来た場合には、結構知らずにやってしまうこともあるのではないかと思います。 例えば、車などで来た場合に降りてすぐ目に付くようなところであるとかに、簡単なものでもいいので、少し注意を促すように、ここはいろいろな生き物が住んでいるから、都会と同じようにごみを捨てるようなことをしていると生き物に影響がある、ひいては人が被害を受けるようになってしまうこともあるというところが分かるような掲示物、看板みたいなものがあつたほうがいいのではないかと思います。意見です。
塚平鳥獣対策室長	分かりました。
梅崎会長	梅田委員、どうぞ。
梅田委員	今の辻委員のご意見ですが、基本的なこと、植物を取ってはいけませんよとか、木道よりも外れて歩いてはいけませんみたいな普及啓発の看板は既にあります。プラスして、その「もりのまなびや」という植物園の中の建物の中にもパンフレットだとかそうい

<p>辻委員</p>	<p>ったものも置いてあるので、一般的な啓発という意味ではできているのかなとは思いますが。機会があったときに来た人に声がけをするとか、そういった取組も少しずつ必要なのかと思いますが、現状としては看板もあると思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>梅崎委員</p>	<p>ほかにご意見、ご質問等ありますか。よろしいですか。</p> <p>ほかに関心がないようですので、この案件の取扱いについてお話しいたします。本件につきましては、さらに専門的に検討していただく必要があると思われるので、専門委員会で調査検討を行っていただき、検討結果を本審議会に報告いただいた上で、再度審議していただくことにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>< 異議なし ></p> <p>異議がないようですので、本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、(2) 報告事項アの温泉審査部会についてでございます。</p> <p>温泉審査部会は、長野県検鏡基本条例第31条の規定により、当審議会に設置されているものです。同条例において、温泉審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされており、平成24年度の審議会において、報告事項として取り扱うこととしているものです。</p> <p>新しく委員となられた方もいらっしゃいますが、従来どおりと同様の取扱いで、まずよろしいでしょうか。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>< 異議なし ></p> <p>ご意見がないようですので、では、従来と同様の取扱いといたしますので、昨年度の温泉審査部会の審議状況についてご報告をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、幹事からご説明をお願いいたします。</p>
<p>谷地企画幹 (健康福祉部)</p>	<p>温泉法を所管しております健康福祉部薬事管理課の企画幹の谷地と申します。よろしくお願いたします。温泉審査部会の事務局を兼務しております。</p> <p>それでは、令和4年度の温泉審査部会の審議状況につきましてご報告申し上げます。資料3をご覧ください。</p> <p>温泉審査部会は、温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置</p>

	<p>されておりまして、温泉法による土地掘削、それから動力装置設置などについて知事からの諮問に基づき、調査・審議を行っております。</p> <p>その委員につきましては、条例により環境審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名した者に委嘱されておりまして、現在は2に記載のとおり、信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質・地質、地熱発電などの各分野の専門家に加え、温泉利用施設の管理者など計8名で構成されております。</p> <p>なお、委員のお一人が一身上の都合により退任されたため、後任の委員につきましては、任期途中からとなっております。</p> <p>条例上、温泉審査部会の審議をもって環境審議会の決議とすることができるとされておりまして、ただいまお認めいただいたとおり、報告事項として昨年度1年間の審議の状況をこのたび審議会に報告するものでございます。</p> <p>昨年度は3に記載のとおり、令和4年6月10日及び翌令和5年2月2日の計2回開催いたしました。</p> <p>2ページをご覧ください。4の審査及び行政処分の件数ですが、温泉法第3条による土地掘削許可について、新規の申請が3件あり、許可の答申といたしました。そのうち2件が地熱開発の調査のための掘削で、地域は小谷村になります。もう一件は使用中の源泉井戸の劣化に伴いまして、隣接地へ新規で掘削をしたいという申請で、地域は飯綱町でございます。</p> <p>ただいま説明しました事項以外に審査案件はありませんでした。</p> <p>以上報告申し上げます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。</p> <p>基本的な質問ですけれども、掘削深度ですとか、湧出量とか、そういうのは何か基準とか規制とかはあるのでしょうか。</p>
谷地企画幹	<p>量とかそういった基準はないのですが、要は、温泉を外部にゆう出させる目的で掘削するものに対して都道府県に申請いただいて、許可の審議を行うということです。</p>
梅崎会長	<p>分かりました。結構です。</p> <p>ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本件は幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>ありがとうございました。</p>

<p>司会</p>	<p>以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ、以上をもちまして本日の議事を終了し、議長の務めを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>梅崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。なお、次回の審議会は7月下旬を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れさまでございました。</p>
<p>一同</p>	<p>ありがとうございました。</p>